第三十四条第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

三の二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

三の三　都市緑地法第十七条の二第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

第三十四条第二項第四号中「政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、「政令で定める場合」を「当該文化財保存活用支援団体が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合」に改め、同項第七号中「（政令で定めるものに限る。）」を削り、「場合」の下に「（当該農地中間管理機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）」を加える。

第三十四条の二第二項第三号中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項並びに第三十六条の五中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の十三第一項中「の取得に要した金額」の下に「として政令で定める金額」を加え、「当該取得に要した」を「当該政令で定める」に改め、同条第二項中「かつ、」の下に「同項に規定する」を、「要した」の下に「金額として政令で定める」を加える。

第三十七条の十四第五項第三号ロ中「以下第七項まで」を「第五号ロ」に改め、同項第六号ハ中「又は当該」を「、当該」に、「上場株式等のうち」を「上場株式等又は当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされている上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の政令で定めるもののうち」に改め、同項第七号ロ中「の第一号に規定する」を「（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類が添付されたもの、第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項又は第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされたもの及び当該非課税口座開設届出書の第一号に規定する提出と併せて行われる電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるものを除く。次項及び第七項において同じ。）の当該」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類」に改め、「提出された場合」の下に「、当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合又は電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供がされた場合」を加え、同項第九号中「事項」の下に「（以下この条において「勘定廃止通知書記載事項」という。）」を加え、同項第十号中「事項」の下に「（以下この条において「非課税口座廃止通知書記載事項」という。）」を加え、同条第十項中「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類」に、「添付しなければ」を「添付し、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項を記載し、又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供をしなければ」に改め、同条第十一項中「非課税口座廃止通知書」の下に「その他財務省令で定める書類」を、「もの」の下に「、勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされたもの及び当該非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるもの」を加え、同条第十四項第二号ただし書中「又は非課税口座廃止通知書の提出」を「若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類の提出又は電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供」に改め、同条第十五項中「を交付しなければ」を「の交付又は電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項の提供をしなければ」に改め、同条第十八項中「を交付しなければ」を「の交付又は電磁的方法による非課税口座廃止通知書記載事項の提供をしなければ」に改め、同条第十九項中「又は非課税口座廃止通知書を提出して」を「若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類を提出し、又は電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供をして」に、「当該勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「当該金融商品取引業者等の営業所の長に、これらの書類を提出し、又は電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供をしなければ」に改め、「交付」の下に「又は電磁的方法による非課税口座廃止通知書記載事項の提供」を加え、「を受理すること」を「その他財務省令で定める書類及び電磁的方法により提供された当該非課税口座廃止通知書記載事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を受理すること」に改め、同条第二十項中「非課税口座廃止通知書」の下に「その他財務省令で定める書類」を、「これらの書類」の下に「、勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項又は当該非課税口座廃止通知書記載事項及び電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項」を加え、「廃止通知書」を「廃止通知」に改め、「）の提出」、「その提出」及び「当該提出」の下に「又は提供」を加え、「廃止通知書の提出」を「廃止通知の提出又は提供」に、「廃止通知書に記載された」を「廃止通知に係る」に、「廃止通知書につき」を「廃止通知につき」に、「廃止通知書を提出した」を「廃止通知の提出又は提供をした」に改め、同条第二十一項中「廃止通知書を提出した」を「廃止通知の提出又は提供をした」に改める。

第四十条第一項中「公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二条第九号の二イに掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業（以下この項から第三項まで及び第五項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という」を「公益法人等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ」に改め、「遺贈（」の下に「同法第六十七条の三第八項の規定により第二号に規定する公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により当該財産の移転が行われたものとされた場合におけるその贈与又は遺贈及び」を加え、「含む」を「含み、同号に掲げる者（第一号に掲げる者に該当する者を除く。）に対するものである場合には第二号に規定する公益信託の信託財産とするためのものに限る」に、「第十六項」を「第十八項」に、「当該公益目的事業の用に直接供する」を「公益目的事業（第一号に規定する公益を目的とする事業及び公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。以下この項から第三項まで及び第五項において同じ。）の用に直接供する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二条第九号の二イに掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業を行う法人（外国法人に該当するものを除く。）

二　公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の受託者（非居住者又は外国法人に該当するものを除く。）

第四十条第四項を次のように改める。

４　前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　前項後段の規定の適用を受けた公益法人等（第一項第一号に掲げる者に限る。）に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十条第三項後段（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡